

令和6年度知立市自転車乗車用ヘルメット購入費補助制度

自転車事故による負傷者の割合が高い7歳以上18歳以下の児童生徒等と、自転車事故による死者の割合が高い65歳以上の高齢者がヘルメットを購入する場合に、その費用の一部を補助する制度を実施します。

※交付する補助金の一部は愛知県からの間接補助金です。

(申請期限)

令和7年3月31日

※ただし、予算がなくなり次第終了します。

◆対象者

- ① 知立市在住の令和7年3月31日時点で7歳以上18歳以下の児童生徒等
保護者が代理で申請出来ます。また、ヘルメットを着用する児童生徒等が市内在住であれば、保護者については知立市外在住の場合も申請可。
- ② 知立市在住の令和7年3月31日時点で65歳以上の高齢者

◆対象となるヘルメット

令和6年4月1日以降に購入した、自転車乗車時に着用する安全認証を受けた新品のもの
安全認証：SG、JCF、CE（※EN1078に限る）、GS、CPSC

※上記安全認証マークがついてないものは対象外となります。

※CEマークの安全認証マークがついた自転車乗車用ヘルメットであっても、EN1078の安全認証を満たしていないものは対象外となります。(自転車用として記載されているヘルメットでも、自転車用の安全基準であるEN1078の認証が無いものがありますのでご注意ください)

◆補助金額

ヘルメット本体の購入価格×2分の1（上限2,000円・10円未満の端数は切り捨て）

※1「領収書」に記載されたヘルメット本体の購入単価の金額を対象とします。送料等は含みません。

※2 ヘルメット着用者1人につき1個まで

☆インターネット販売等で購入した場合の注意点

インターネット販売等でポイントを使用した場合、ポイント差し引き後の領収金額が補助対象です。

(例:5,000円のヘルメットを購入し、500ポイント値引き→領収金額は4,500円=補助対象)

◆必要書類

- ① 補助金交付申請書兼実績報告書
- ② 領収書等（申請者又はヘルメット着用者の氏名、領収日、領収金額（ヘルメット購入単価がわかるもの）、購入相手方及び購入品名の記載があるもの。）

【領収書に上記の記載がない場合】

購入明細等、数種類の書類により確認できる場合は合わせて持参してください。

【領収書等がない場合】

補助金交付申請書兼実績報告書にある、購入店舗証明欄に証明を受けてください。

- ③ ヘルメット着用者が市内在住であることが分かる、運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、旅券、住民票の写し（発行日から3か月以内のもの）等の写し
- ④ ヘルメットの安全認証（SGマーク等）を受けていることが分かるもの

※現物又はその写真、保証書や取扱説明書、新品かつ安全認証を確認できる書類（カタログ等の写し）等

※CEマークは自転車用規格（EN1078）が現物のシールでは確認できない場合がありますので、説明書やヘルメットのメーカーの品番等がわかる資料を添付して下さい。

- ⑤ 補助金交付請求書

※申請者名義の口座番号がわかるよう、通帳かキャッシュカードの写しの添付をお願いします。

補助金が交付されるまでの流れ

- ① 令和6年4月1日以降、新品の安全認証を受けたヘルメットを購入してください。
- ② 領収書等の必要書類を揃え、補助金交付申請書兼実績報告書を提出してください。

※申請書等の様式は市ホームページ又は市役所3階安心安全課窓口で入手可能

※申請は窓口への書類の提出の他、ネット申請も可能です。

ネットでの申請



- ③ 補助金交付決定通知書が郵送されます。
- ④ 補助金交付請求書を安心安全課へ提出してください。

※②の補助金交付申請書兼実績報告書補助金交付申請書と同時提出可

- ⑤ 補助金が交付されます。

※指定口座（原則、申請者名義の口座）に補助金が振り込まれます。

《お問合せ先》

知立市役所3階 安心安全課 防犯交通係 ☎0566-95-0115

（窓口対応時間）月曜日から金曜日 8:30～17:15 （年末年始、祝日を除く）